

第58号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

1 相手方

2 事故の概要

令和5年5月22日、船戸町1番、市道359号線の歩道に市が設置した放置自転車対策の看板が、強風の影響で車道側に倒れ停車中の車に接触し、車両左後方のドアに4センチ程の傷及び凹みを発生させたもの。

3 損害賠償額 金1,180,635円

参 照

損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

令和5年5月22日、船戸町1番、市道359号線の歩道に市が設置した放置自転車対策の看板が、強風の影響で車道側に倒れ停車中の車に接触し、車両左後方のドアに4センチ程の傷及び凹みを発生させたもの。

2 事故の相手方

3 損害賠償額 金1,180,635円

内訳

(1) 修繕費 580,635円

(2) 代車費 600,000円

市の過失割合 10割

4 損害賠償金の補填

損害賠償金は、保険会社から全額が補填される。

位置図



現場写真（事故前）（Google ストリートビューより）



現場写真（事故当時）



